

令和4年度まんのう町職員採用試験(職務経験者)試験案内

(保 育 教 諭)

令和4年7月20日

ま ん の う 町

まんのう町職員採用試験(保育教諭・職務経験者)を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試 験 区 分	採用予定人員	採 用 時 の 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
保育教諭 (職務経験者)	2名程度	まんのう町内の認定こども園に勤務し、専門の業務に従事します。

2 受験資格

(1)保育士資格及び幼稚園教諭免許状(更新を行っているもの)の両方を有する者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者で、昭和50年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。

(2)令和4年3月31日時点において、子ども・子育て支援法第7条に規定する「教育・保育施設」(認定こども園、幼稚園、保育所)で保育教諭、幼稚園教諭又は保育士としての職務経験年数が合計で5年以上ある者。

※ 5年以上の職務経験とは、週の正規勤務時間が30時間以上のものに限り、令和5年3月31日までに5年以上に達する見込みの者を含みます。

※ 職務経験には、同一施設で6か月以上継続して就業した期間が該当します。なお、1か月未満の期間は、端数として切り捨てます。また、育児休業や休職などの期間は含みません。職務経験が複数か所の場合は、6か月以上継続して勤務したものについてのみ通算できるものとします。

※ 受験申込時には、職務経験期間の確認のため職務経歴書を提出していただきます。
(最終合格後に、在職証明書を提出していただきます。)

(3)次のいずれかに該当する者は受験できません。

(ア)日本の国籍を有しない者。

(イ)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

(ウ)まんのう町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。

(エ)日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3 試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の成績優秀なる者に対してのみ行います。

なお、申込用紙記載事項に基づき、受験資格の有無等について確認します。

(1) 第1次試験

第1次試験では、筆記試験及び口述試験を次のとおり行います。

試 験	方 法 及 び 内 容
論文試験 1時間・1000字以内	文章による表現力、構成力及び論理性等について行います。
口述試験	集団討論により積極性、使命感、社会性、創造力、表現力等人物について試験を行います。

(2) 第2次試験

第2次試験では、実技試験及び口述試験を行います。

試 験	方 法 及 び 内 容
実 技 試 験	保育教諭として必要な基礎的な実技試験を行います。
口 述 試 験	面接により積極性、使命感、社会性、創造力、表現力等人物について試験を行います。

4 試験の期日、場所及び合格者発表

期日等 試験	日時 ・ 場所	合格者発表
第1次試験	令和4年9月10日(土) 受付時間 午前8時30分～午前9時 試験時間 午前9時10分～正午ごろ 場 所 まんのう町役場本庁 3階 大会議室 (まんのう町吉野下430)	令和4年10月上旬町役場に 掲示するほか、合格者に通知 します。
第2次試験	令和4年11月上旬の予定ですが日時、場所は別途 町役場より本人に通知します。	令和4年11月下旬町役場に 掲示するほか、合格者に通知 します。

5 給与及び勤務時間等

- (1) この試験の最終合格者は、原則として、令和5年4月1日採用の予定です。また、最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。補欠合格者は、補欠合格者名簿(令和5年3月31日まで有効)に登録され、まんのう町の職員数に不足が生じた場合に採用の対象となります。
- (2) 必要な職務経験年数の確認ができなかった場合、又は上記期日までに必要な資格及び免許を取得しなかった場合には、この試験に合格していても、採用を取り消します。
- (3) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6月の期間(1年まで延長する場合がある。)は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。
- (4) 採用された場合の初任給月額、学歴、民間企業等における職歴、経験年数等を考慮して決定します。
このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。
- (5) 勤務は原則として月曜日から金曜日までの5日間、1日7時間45分です。ただし、部門、職種によっては変則勤務をすることがあります。

6 受験申込手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、まんのう町役場総務課へ請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込用紙請求(保育教諭・職務経験者)」と朱書き、宛名を記入した返信用封筒(角型2号に120円分の切手を貼ったもの)を必ず同封してください。

申込用紙は、令和4年8月2日頃より配布・郵送を開始します。

(2) 受験申込先及び申込方法

申込みは、申込書・受験票・職務経歴書に必要な事項を記入し受験票に63円分の切手をはり、まんのう町役場総務課へ提出してください。

郵便で申込みをする場合は、封筒の表に赤字で「保育教諭(職務経験者)受験申込書在中」と書いて簡易書留により郵送してください。**申込みの際には、受験票に写真を貼らないでください。**

受験票は、あとで郵送しますが、9月7日までに受験票が到着しないときはまんのう町役場総務課に必ず照会してください。

なお、受験票には最近6ヶ月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向・縦5cm横5cm以内で本人と確認できるもの)をはりつけて試験の当日持参してください。写真のない場合は受験できません。

(3) 受付期間

令和4年8月2日(火)から令和4年8月22日(月)まで、平日午前9時から午後5時まで受け付けます。郵送の場合は、期間内必着とします。(郵便事故等により不着の場合は責任を負いません。)

受付期間後はどのような理由があっても、受け付けません。

7 その他

(1) この試験についての問い合わせはまんのう町役場総務課でお答えします。

なお、郵便で問い合わせる場合は必ず宛先明記の往復ハガキを使用するか、または切手をはった宛先明記の返信用封筒を同封してください。

(2) 試験場に自動車・バイク等でお越しの方は、役場正面駐車場をご利用ください。

(3) 第1次試験は筆記試験がありますので、筆記用具を第1次試験の当日必ず持参してください。

(4) **試験当日の朝は、必ず検温を行ってください。**

(5) **試験当日は、常時マスクの着用をお願いします。**

(6) **新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、試験内容等の変更が生じる場合があります。**

8 受験者は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の点に留意してください。

以下の方は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、受験できません。

(1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方

(2) 保健所等から「濃厚接触者」又は「その他の接触者」として指定を受け、自宅待機を要請されている方

(3) 37.5度以上の発熱や咳、強い倦怠感など風邪症状がある方

※なお、理由の如何を問わず、欠席者向けの再試験は、原則実施しません。

(お問合せ先)

〒766-8503 香川県仲多度郡まんのう町吉野下430番地
まんのう町役場総務課 TEL: 0877-73-0100